

全 社 協

Action Report

第 317 号

2026（令和 8）年 7 月 15 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
Japan National Council of Social Welfare
(全社協 ぜんしゃきょう)

総務部広報室 z-koho@shakyo.or.jp

TEL03-3581-7820 FAX03-3581-7854

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

全 社 協
福祉ビジョン
2025

福祉のお仕事
FUKUSHI-JOB SEARCH



〈事業ピックアップ〉

- 組織化 50 年の歩みを継承し革新の未来を紡ぐ拠点
～ 全国身体障害者施設協議会 組織化 50 年記念大会（倉敷市）
- 日常生活自立支援事業・成年後見制度の見直しに向けて
～ 都道府県・指定都市社協 担当部・課・所長会議
- 法制化に伴う DWAT 新研修体系の構築とカリキュラムの検討
～ 災害福祉支援ネットワーク中央センター 本年度第 1 回運営委員会
- 苦情を受け止め、サービスの質向上に取り組む
～ 運営適正化委員会における苦情受付状況（令和 7 年度／暫定値）

全社協の月刊誌（月刊福祉、保育の友）

事業ピックアップ

● 組織化 50 年の歩みを継承し革新の未来を紡ぐ拠点

～ 全国身体障害者施設協議会 組織化 50 年記念大会(倉敷市)

全国身体障害者施設協議会(白江 浩 会長／以下、身障協)は、1976(昭和51)年に組織化されて以来、本年で 50 周年となります。7 月 2 日、3 日の 2 日間、組織化 50 周年記念大会を岡山県倉敷市で開催しました。

記念大会では、「組織化 50 年の歩みを継承し革新の未来を紡ぐ拠点へ ～『住みたい』と思える場所の創造～」をテーマとし、全国から約 900 人の施設関係者等が参集し、ともに研鑽と交流を図りました。



大会初日

初日は、開会式に続き、永年勤続者表彰(30 年以上表彰 56 名、15 年以上表彰 241 名)、退任協議員感謝(1 名)を行いました。また、組織化 50 年事業として今般、「身障協ロゴマーク」を決定し、そのデザイン入賞者(2 名)に目録を贈呈しました。



開会式の様子



表彰式の様子

続いての行政説明では、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 大竹 雄二 障害福祉課長から、これからの社会保障や障害福祉が果たす役割、障害保健福祉に関する今後の動きについて説明がありました。



基調報告を行う白江会長

その後の基調報告において白江会長は、新しい「障害(障碍)」者支援施設の創造を通してケアコミュニティの実現に向けた視点を 3 項目に整理し、具体化するための身障協中期行動計画「身障協ビジョン 2025」の進捗状況等を伝えました。

記念講演は、全社協 村木 厚子 会長が、「共生社会の未来と障害者支援施設への期待」をテーマに行いました。講演のなかで村木会長は、「皆さんは『地域共生社会』の中核となれる社会資源である」と述べるなど、これからの障害者支援施設とそこで働くエッセンシャルワーカーとしての価値をあらためて見つめ直す時間となりました。



記念講演を行う
村木会長

「身障協 50 年の歩み」をテーマとした記念プログラムでは、これまで身障協を支えてきた歴代会長(徳川 輝尚 顧問、伊藤 勇一 顧問、日野 博愛 顧問、白江 浩 会長)による座談会やインタビューを収めた動画を上映しました。身障協のこれまでの歩みを発足期、発展期、転換期の順に振り返り、これからも変わらず身障協の基本理念のもとで施設内外の関係者と手を携えて多様性を活かしていくことや、そのつながりから新しい価値を生み出すことなどを共有しました。

大会第 2 日

第 2 日は 20 件の実践発表と 6 件の研究発表を行いました。

実践発表は、関心が高いテーマの会場に参加者が移動する形式で進めました。どの会場も質疑応答が積極的に行われ、休憩時間まで発表者と参加者が直接話し合う姿も見られました。

研究発表は各ブロックから、人材確保、意思決定支援、災害時の避難行動、福祉教育による心のバリアフリー、離島障害者支援施設利用者の高齢化・重度化やテクノロジー導入など多岐にわたるテーマの発表が行われ、身障協の副会長たちによるコメントや質疑により、理解が深められました。



実践報告の様子

本大会は、岡山県身体障害者施設協議会が中心となり、中・四国身体障害者施設協議会の協力のもと、安全・安心に全国の方がたが参加できるよう準備をいただきました。前日までの雨天から一転して当日は好天に恵まれ円滑な運営のなかで身障協の 50 年の振り返りと未来の展望につながる記念大会となりました。

【高年・障害福祉部 TEL.03-3581-6502】

● 日常生活自立支援事業・成年後見制度の見直しに向けて ～ 都道府県・指定都市社協 担当部・課・所長会議

6月24日、都道府県・指定都市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業・成年後見制度担当部・課・所長会議を全社協会議室にて開催しました。

本紙 前316号(7月1日発行)特集のとおり社会福祉法および民法等の改正により、福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の対象と内容が拡大する「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」(以下、新事業)の創設と「地域権利擁護相談支援センター」の法制化、成年後見制度の改正が行われることとなりました。

そうしたなか、本会議は、政策動向等の共有や、社協が実施する日常生活自立支援事業の法改正への対応への準備状況の情報交換など、総合的な権利擁護支援体制の構築に向けた協議を目的に開催しました。

当日は、厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 占部 亮 成年後見制度利用促進室長より、法律の改正および成年後見制度利用促進をめぐる動向について行政説明がありました。新たな事業の重要性についてあらためて説明が行われるとともに、身寄りのない高齢者等への支援なども含めた、地域における総合的な権利擁護支援について社協への期待が述べられました。

本会 地域福祉部からは、開会挨拶、基調説明において、新事業への対応にあたっては、現在の日常生活自立支援事業の課題を整理し、その検討を進める方針を示しました。また、これまでの実践の積み重ねが基盤となることを踏まえ、各地域の実情に応じた権利擁護体制の充実を図っていくことが重要との考え方を示しました。

その後、神奈川県社協からの実践報告では、県内社協による昨年度のモデル事業実施も含めた対応状況について報告が行われました。それを受けたグループ討議では、新事業の実施に向けた取り組み状況の共有や意見交換を行いました。

今後、新事業の施行に向けて、本会では、関連予算の確保とともに国による事業ガイドラインの策定並びに成年後見制度見直し等に対して、社協の実践を踏まえた働きかけを継続するとともに、社協からのヒアリング等をもとに日常生活自立支援事業運営マニュアルの見直しや事業展開方策の検討などに取り組んでいきます。

【地域福祉部 TEL.03-3581-4655】

● 法制化に伴う DWAT 新研修体系の構築とカリキュラムの検討 ～ 災害福祉支援ネットワーク中央センター 本年度第 1 回運営委員会

災害福祉支援ネットワーク中央センター(厚生労働事業／事務局:全社協)は、6 月 23 日に令和 8 年度第 1 回運営委員会を開催しました。

本委員会は都道府県災害福祉支援ネットワーク、有識者等で構成され、センター事業の運営について検討、協議する場になっています。昨年度までの「運営協議会」と「企画協力員会議」の機能を統合、強化し、新たに発足したものです。

会議冒頭に本運営委員会の委員長選任を行い、杉山 弘年 氏(全国社会福祉法人経営者協議会 災害支援特別委員長)が選任されました。

DWAT(災害派遣福祉チーム)新研修体系について

本年 6 月公布の社会福祉法等の改正法には、DWAT メンバーに対する研修・訓練の実施が盛り込まれています。

会議では、センターより研修体系(事務局向け研修を含む)およびカリキュラムの案を運営委員に示したうえで、協議を行いました。提案では「標準研修体系」として、キャリアパスに応じて階層化したピラミッド型(チーム員養成研修、継続研修、リーダー研修、コーディネーション研修、初動チーム員研修)を提示しました。

委員からは、DWAT の人員の確保のしやすさと実践力の涵養について、「福祉施設等で働く職員が参加しやすいよう、登録時の研修は時間数を減らす等して受講ハードルを低くすべき」、「災害時に実際に動ける人員を多く確保するためには、まず登録者数の増加が必要」、「登録後の継続研修や、上位の初動研修のボリュームを厚くすることで、段階的に質を引き上げていくべき」、「他の災害支援チームの養成研修の内容も勘案すべき」などの意見が挙げられました。

また、災害現場の管理・組織化の原則である「CSCA(指揮・安全・情報連絡など)」について、多職種で構成される DWAT が保健・医療チーム等と協働しながら組織的に動くための「共通言語」として重要視する意見、単なる座学ではなく、現場で実際に使う「アセスメントシート」や「活動記録」、各種情報システムなどを具体的に動かすトレーニングの必要性などが提起されました。

次回(7 月 13 日)の第 2 回運営委員会では、今回挙げられた意見を反映させたうえで再度、研修体系の検討を行いました。研修体系の大枠を確定させた後は、各研修の作業部会に分かれ、詳細の検討を予定しています。

【総務部 全国災害福祉支援センター TEL.03-3581-4657】

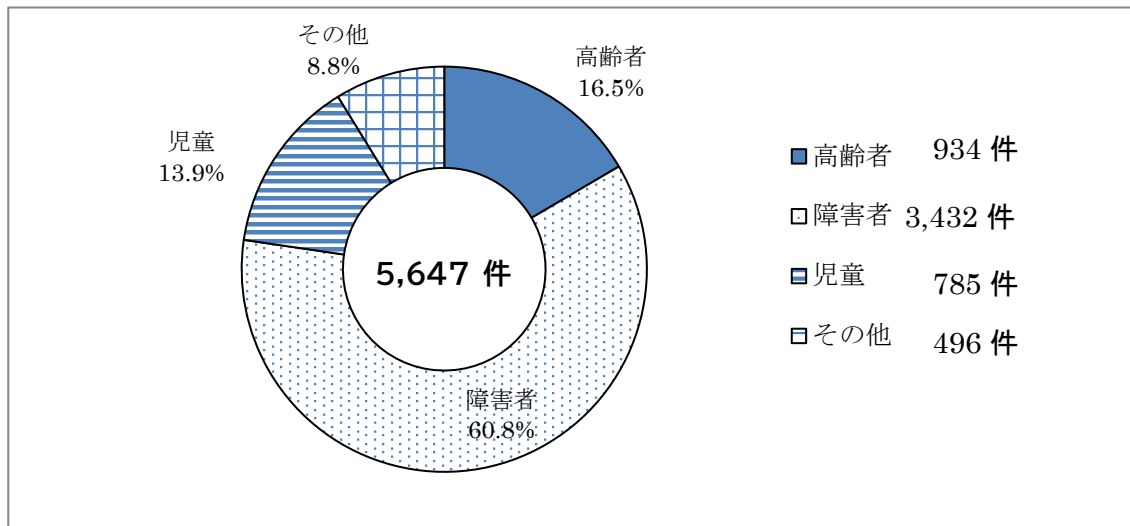
● 苦情を受け止め、サービスの質向上に取り組む

～ 運営適正化委員会における苦情受付状況(令和 7 年度／暫定値)

本会では、各都道府県社協に設置された運営適正化委員会が昨(令和 7)年度に受け付けた苦情の状況の暫定値をとりまとめました。

令和 7 年度の苦情受付件数は 5,647 件であり、相談受付件数 4,767 件と合わせて、1 万 414 件の苦情や相談が運営適正化委員会に寄せられました。社会福祉基礎構造改革(2000 年前後)により、利用者保護の仕組みのひとつとして運営適正化委員会が設置されて以降、苦情等の受付件数は毎年増えています。

【サービス分野別 苦情受付件数の割合】



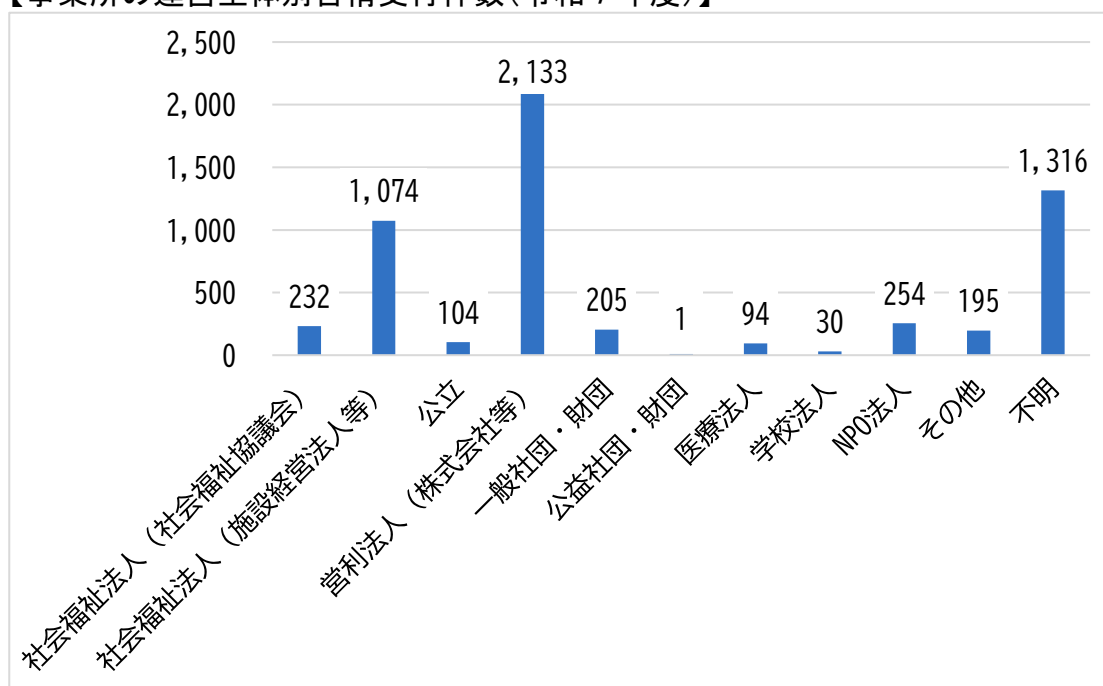
苦情の総受付件数におけるサービス種別ごとの割合は、就労継続支援(B 型)事業所の利用者等からの苦情が 14.8%(836 件)、共同生活援助が 11.9%(670 件)、放課後等デイサービスが 5.6%(316 件)と、障害者・児関係が上位を占めています。また、苦情の種類は「職員の接遇」に対するものが約半数を占めました。

なお、苦情の件数を事業所の運営主体別に分類すると、営利法人(株式会社等)の運営する事業所の利用者等からの苦情が 2,133 件(全体の 37.8%)となりました(次ページ図表)。当該項目は 2021(令和 3)年度から統計を開始しており、当時の 1,035 件から倍増という結果になっています。

この背景として、社会福祉法人が運営主体の事業所数に大きな変化がない一方で、とくに就労継続支援(B 型)事業所や共同生活援助、放課後等デイサービス等における営利法人運営の事業所数の急増が挙げられます(注)。

(注)…就労継続支援 B 型事業所と共同生活援助は約 35%が、放課後等デイサービスは約 60%が営利法人による運営

【事業所の運営主体別苦情受付件数(令和7年度)】



社会福祉法は、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない」と定めています。利用者等から寄せられる苦情は、利用者の満足度やサービスの質向上につながるものであり、真摯に受け止める必要があります。また、対応状況を公表することは、運営の透明性を確保し、事業者の社会的信頼を高めることにもつながります。

一方で、近年は苦情解決制度の意義や目的への理解が不足している事業者も見受けられます。各事業者においては、地域福祉の担い手として、自らが先頭に立ってサービスの質を高めていくという強い意識が求められます。第三者委員の設置を含めた苦情解決体制を整備し、利用者等の声をさらなるサービスの質向上につなげる運営が重要となります。

【政策企画部 TEL.03-3581-7889】



詳細については、[出版部ホームページ](#)をご覧ください。

全社協の出版情報

出版部で発行した月刊誌最新号の特集をご案内します。

<月刊誌>

●『月刊福祉』8月号

特集：これからの頼れる身寄りがいない人への支援

単身世帯が増加するなかで、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を拡充・発展させた「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の創設等の法改正（社会福祉法等）が行われました。

本特集では、国の具体的な事業内容の設計はこれからであるなかで、この事業について何を考えていくべきか、地域全体で頼れる身寄りがいない人をどう支えていくかを考えます。



↑ 画像をクリックすると
試し読みできます。

【基調報告】頼れる身寄りがいない人への支援と社会福祉法改正

野崎 伸一（厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課長）

【座談会】地域における身寄りがいない人への支援を考える ―新たな事業の創設

【レポート】現場から見える頼れる身寄りがいない人への支援に必要な視点 計4本

（7月6日発売 定価 1,330円―税込―）

●『保育の友』8月号

特集：絵本のある毎日をつくる

子どもの心の成長を育む絵本。保育現場ではこれまでも子どもと絵本のふれあいを大切にしていますが、家庭では絵本に親しむ機会が少なくなっているともいわれます。

本特集では、絵本の大切さをあらためて確認するとともに、子どもが絵本と出会い、想像力を高める環境づくりや、園と家庭で日常的に絵本とふれあう機会をどのように広げていけるかを考えます。

（7月8日発売 定価 830円―税込―）



↑ 画像をクリックすると
試し読みできます。

<レポート送付先>

本レポートは、報道関係者、都道府県・指定都市社協、種別協議会等協議員、政策委員会委員、本会理事・評議員の方がたにお送りしています。